

# 公益財団法人山梨県市町村振興協会評議員及び役員の報酬に関する規程

平成 23 年 8 月 26 日  
協会規程第 22 号

## (目的)

**第 1 条** この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号並びに公益財団法人山梨県市町村振興協会定款第 13 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の規定に基づき、評議員並びに理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

## (報酬の額)

**第 2 条** 報酬は日額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。ただし、役員等が国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職の公務員の場合には支給しない。

2 役員等がこの法人の評議員会若しくは理事会に出席したとき又は監事が監事の職務に従事したとき（以下「従事等」という。）は、1 回につき別表の報酬（日額）欄の金額を支給する。

3 一時金（賞与）及び退職手当は支給しない。

## (報酬の支払方法)

**第 3 条** 役員等の報酬は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとし、従事等をした日の属する月の末日までに支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## (規程の改正)

**第 4 条** この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

## (委任)

**第 5 条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人山梨県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

## 別表（第2条関係）

役職	勤務形態	報酬の年額（総額）	報酬（日額）
理事長 常務理事 その他理事	非常勤	240,000 円	10,000 円
監事（公認会計士・ 税理士以外）	非常勤	250,000 円	10,000 円
監事（公認会計士・ 税理士）	非常勤	1,250,000 円	50,000 円
評議員	非常勤	120,000 円	10,000 円